

大阪総合保育大学・大阪城南女子短期大学リポジトリ運用指針

（趣旨）

1. 大阪総合保育大学・大阪城南女子短期大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、大阪総合保育大学・大阪城南女子短期大学（以下「本学」という。）において、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第9条第3項に規定される博士の学位を授与された者が公表すべき博士論文を含む、学術研究・教育活動等の成果（以下、「成果」という。）を電子的形態で収集し、恒久的に蓄積・保存し、学内外にインターネットで、無償で発信・提供するものである。また、本指針は、リポジトリの運用に必要な事項を定めるものとする。

（運用）

2. リポジトリの運用は、大阪総合保育大学・大阪城南女子短期大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）において行うものとする。

（登録者）

3. リポジトリに成果等を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下に掲げる者とする。

- （1）本学に在職または在職した教職員。
- （2）本学大学院から博士の学位を授与された者。
- （3）本学大学院に在籍の者および大学院を修了した者（博士後期課程満期退学を含む）。
- （4）第1号に掲げる者を構成員に含む団体。
- （5）その他、附属図書館長が適当と認めた者。

（登録対象）

4. リポジトリへ登録する成果は、以下の要件を満たすものとする。

（1）次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。

- ア. 博士論文
- イ. 紀要論文
- ウ. 学術雑誌論文
- エ. 研究成果報告書
- オ. 図書
- カ. 会議発表用資料
- キ. 教材
- ク. 本学所蔵の学術情報資料
- ケ. その他、附属図書館長が適当と認めたもの

（2）本学に関わる成果で、登録者が作成もしくは作成に関わったもの、又は本学においてその主要な部分が作成されたものであること。

（3）著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令及び学内の関連する諸規定を遵守していること。

（4）社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題がないこと。

（登録）

5. 登録者は、登録申請書（公開許諾書）を附属図書館長に提出したのち、リポジトリの登録システムを通じて成果を登録することができる（別記様式）。ただし、登録にあたっては、附属図書館がその登録

作業を代行することができる。

（登録された成果の利用）

6．附属図書館は、以下の方法によってリポジトリに登録された成果を利用する。

（1）登録者から提出された当該成果を複製し、国立情報学研究所（以下「NII」という。）のサーバに、NII が提供する機関リポジトリソフトウェアを用いて、学術情報等に係るコンテンツ及びメタデータを登録し、発信する。

（2）インターネットを通じ前号の複製物を不特定多数に無料で公開する。

（3）利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。

（4）第1項の方法により、リポジトリおよびNIIのCiNiiで、成果の書誌的検索等を可能にする。

7．附属図書館はリポジトリに登録された成果の利用については、以下のことを遵守する。

（1）前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

（2）ネットワークを通じて成果を利用する者に対し、著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守するよう周知する。

（学術研究成果の著作権と利用許諾）

8．リポジトリに登録する成果は、登録者があらかじめ著作権者から、前6項に掲げた利用についての許諾を得ておかなければならない。

9．成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

（学術研究成果の削除・非公開化）

10．附属図書館長は、以下の場合に、リポジトリに登録された成果を削除又は非公開化することができる。

（1）登録者が、理由を付して削除又は非公開化の申請を行った場合。

（2）社会的にみて内容が著しく不適切である場合。

（3）その他、登録によって支障が生じると認められる場合。

（免責事項）

11．附属図書館は、リポジトリに登録された成果を利用することにより発生した登録者又は著作権者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この指針は、平成27年11月17日から施行する。